

3. 基本計画の構成

1 及び 2 のとおり、①促進方針と基本構想を1つの計画として策定すること、②促進地区と重点整備地区を重ね指定することを踏まえ、**基本計画全体を促進方針として位置付け、その一部（第5章）を基本構想として位置付ける構成**で策定するものとします。

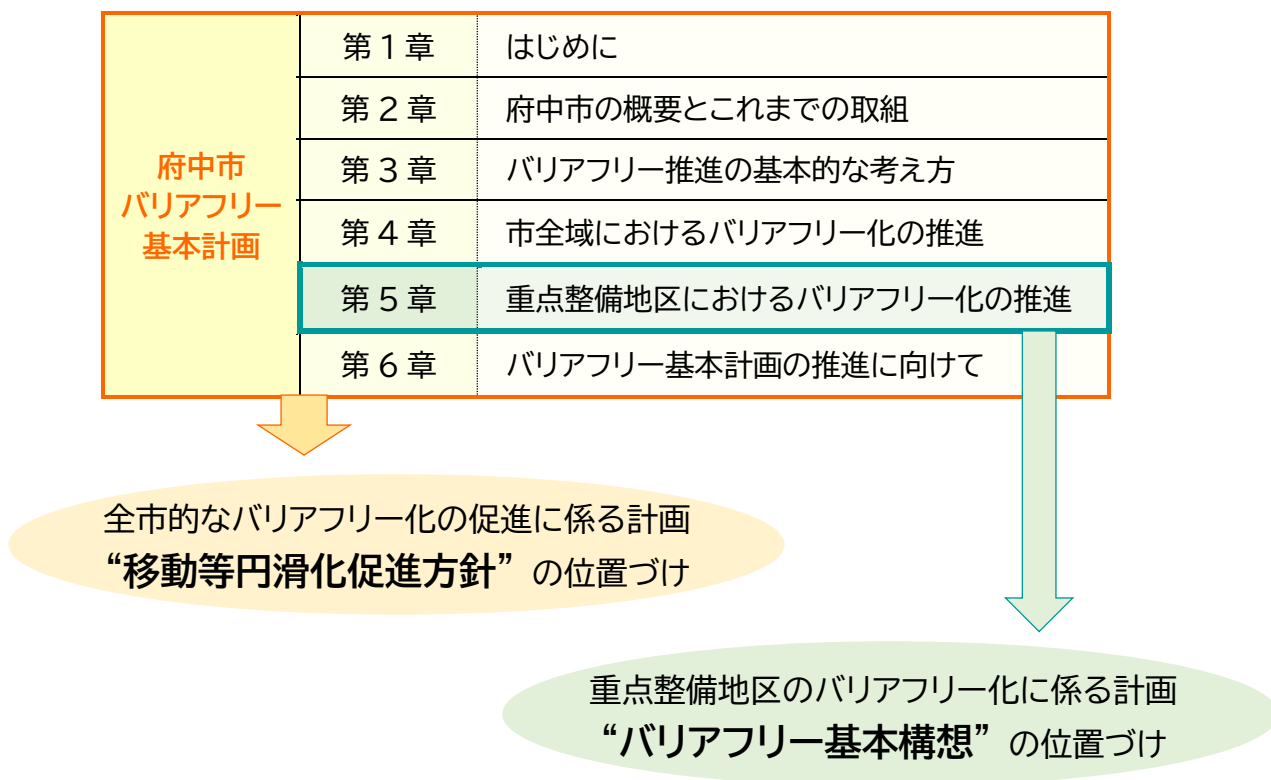


図 バリアフリー基本計画の全体構成